

報 告 書

(委 員 会 名) 文教厚生常任委員会

(視 察 日 時) 令和7年10月15日(水) 13時30分～15時

(視 察 先 都 市 名) 富山県南砺市

(視 察 項 目) 南砺市こどもの権利条例について

(内 容) 報告者：北條正

○令和4年度に南砺市こどもの権利条例を制定

※南砺市長の発案により条例制定が目指された。

○条例の内容

- ・ 目 的 : こどもも大人も一人の人間として尊重され、すべてのこどもが自由と平和、人とのつながり、幸せを感じながら、すこやかに成長できる環境づくりを目指すことを目的としている。
- ・ 定 義 : 「こども」とは、心身の発達の過程にある者をいう。
「こどもの最善の利益」とは、どのような場面でもこどもの意見を踏まえ、こどもの幸せを第一に考えることをいう。
- ・ その他 : こどもの権利を明確化し、それぞれの分野における役割を定めることで、社会全体で子どもを支える仕組みを構築している。こどもと大人がともに幸せになるための条例であることから、いじめや虐待など困難の中で支援を必要としているこどもや、子育てに不安や戸惑いを抱えている親や祖父母、それらを見守り支援する地域や企業など、南砺市で暮らすすべての人が条例の対象となっている。

○条例に基づく取組み内容

- ・ こどもの権利が守られる南砺市を作るため、令和5年度に「こどもの権利委員会(おとな部会・こども部会)」を設置している。
- ・ こどもの権利事業の実践として、令和6年度には、南砺市教育フェスティバルにおいて啓発活動を実施するとともに、「こどもの権利委員会こども部会」が「南砺市こども計画」策定に係る意見聴取に参加し、自分たちの意見を市長に提言している。

<委員所感>

大石 修平

こどもの権利条例制定の先進自治体であるが、条例制定を目的とするのではなく、早くからSDGsに基づくこども・子育て支援に取り組んでいたという地盤があったことが分かった。目的達成までにはロードマップを策定し、数年間かけて達成するつもりで地道に進めていくことの重要性を改めて感じた。

今川 ひろし

条例制定に当たっては、「南砺市こどもの権利条例策定委員会」が設置され、同委員会の下にワーキンググループ3部会を置き、部会においても計18回にわたり、こどもの権利条例についての学習会を持つなど丁寧、慎重の議論が実施されていることに敬意を表する。

中道 恭子

南砺市の「子育て支援と、こどもの権利条例について」の視察研修は、本市の今後の取り組みにとって大変勉強になった。「こどもが育ちたいまちを作ろう」と市長の強いリーダーシップから始まった取り組みは、条例制定後もこどもの権利推進のための更なる取り組みに発展させている点が素晴らしいものであった。条例検討の段階から地元漫画家によるキャラクターの設定が進められ、市民にも親しみやすい工夫などされていた点も、今後の参考にできたらよいと思った。

田中 和義

5年後にどのように実現するかを見据えた計画づくりの重要性を再確認できた。事業単体というより包含する全体計画など、市の政策としてしっかり進んでいると考える。

山本 貴美子

敦賀市でも、現在、こどもの権利条例を作る取り組みが始まっているため、条例作成について具体的に説明をいただき、大変参考になった。また、条例を作った後、どのように活かしていくかが重要だが、南砺市では「南砺市こどもの権利推進に関するアクションプラン」を「こども計画」の中心に据え、学校教材の作成、子ども30名で構成する「こどもの権利委員会」をつくり、子ども達が主体となったイベントの実施、こどもの権利侵害への対応などに取り組んでいるとのことであった。

北條 正

南砺市こどもの権利条例に対する所感として、こどもの権利を保障する上で条例は不可欠であるという意見がある一方、その実現に向けた具体的な取り組みの重要性を感じた。具体的には、こどもが安心して相談できる第三者機関の設置や、南砺市の条例のように委員会を設置する案は有効であると思う。こどもの意見を尊重する社会の醸成が重要視されている一方で、依然として児童虐待やいじめ、体罰といった課題が存在しており、条例制定だけではなく、実効性のある運用と社会全体の意識改革が求められていると強く感じた。